別記

解決條件

一、會社ハ冒義ニ発表シタル三名ノ解雇者中ヨリ二名復職セシムルコト

一、會社ハ右解雇者ニ對シ解雇手當百四十二円ヲ支給スルコト

右ノ外ニ永家友次郎ニハ二百五十八円ヲ餞別トシテ贈ルコト

一、仕込金ノ値上要求ハ争議團側ニ於テ撤回スルコト

一、其ノ他ノ要求事項ニ就テハ永家友次郎及大石松男ニ一任スルコト

一、會社ハ付業中ノ手當トシテ従業員ニ對シ金壱封（二百円）ヲ支給スルコト

右ノ外ニ永家友次郎ヨリ酒肴料トシテ金五百円ヲ贈與スルコト

以上

6.9.18
3018

勞秘第四〇六二號

昭和六年九月十二日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿（八大廳府縣）

京浜電氣鉄道株式會社自動車部ノ勞働爭議ニ関スル件

「十二日正午迄ノ状勢」（第一報）

[illegible]メ、一一 解決メ一四
[illegible]署メ四
[illegible]者メ四
關係勞働組合 [illegible]

要旨

(1) 標記會社ニ於テハ九月九日自動車部當面運轉手ニ對シ[illegible]ニ依リ辭職勧告ヲナシ辭表ヲ提出セシム

(2) 全運轉手ニアリテハ之ヲ不當解雇トナシ[illegible]ノ指導ニ依リ九月十一日會社ニ對シ復職嘆願ヲ為シタルモ拒絶セラル

(3) 勞働者側ハ[illegible]拒絶ニ遇ヒ態度強硬ナルニ決シ十二日[illegible]ヨリ全線罷業ヲ決行ス

(4) 會社側ハ[illegible]

(5) [illegible]